

# 日高市多世代家族同居近居促進事業補助金

## に関するQ&A

第2版

(平成28年11月17日)

### 《申請者等に関すること》

No.1

Q. 15歳未満の子どもと同居している場合には、基本補助額に加算されるとありますが、申請の時点で子どもが15歳となった場合は、加算の対象とはならないのですか？

A. 満15歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にあるお子さんが加算対象となります。設問のケースでは、お子さんが15歳となって、最初に迎える3月31日までの申請であれば、加算対象となります。

No.2

Q. 対象世帯（子の世帯）の要件に「転入前に継続して1年以上市外に居住」とありますが、現在、市内に住んでいて、2年前に市外に1年間住んでいた場合は該当になりますか？

A. 設問のケースでは該当になりません。転入する直前に、1年以上市外に住民登録（居住）しており、取得する住宅に直接転入する人が対象となります。例えば、①転入する直前の1年間をA市で住民登録していた場合や、②転入する直前の6ヶ月をB市、その前6ヶ月をC町で住民登録していた場合などが対象となります。

No.3

Q. 兄世帯が既に当該補助金を受けていた場合、弟世帯が住宅購入に伴い転入した場合、補助金は交付されますか？

A. 兄弟が別の世帯であり、かつ同一の住居でなければ、申請の対象となります。

No.4 Q. 補助金交付後、5年以内に対象世帯（子の世帯）又は親の世帯の構成員が転出した場合は、補助金の返還対象となりますか？

A. 次の場合は、補助金の返還対象となります。

- ・対象世帯（子の世帯）のうち、親の世帯の子が転出した場合
- ・親の世帯のうち、対象世帯（子の世帯）の親が転出した場合

市が毎年、住民登録の状況を調査し、居住実態の有無を確認します。仮に、転出していた場合には、居住期間に応じて案分の上、遡って補助金の返還請求を行います。

No.5 Q. 補助金は事業完了前に交付（概算払い）されますか？

A. 精算払いです。事業完了後の実績報告に基づき、補助金を交付します。

No.6 Q. 所得基準はありますか？

A. 所得基準はありません。要件を満たしている方であれば申請できます。

No.7 Q. 現在、補助対象者が単身赴任で遠方におり、住民基本台帳の上では別世帯です。他の条件は満たしていますが、対象ですか？

A. 対象となる場合があります。赴任命令等にて、事実上の世帯であることを確認させていただきます。

No.8 Q. 親が市内の高齢者施設に入所していますが、補助対象となりますか？

A. 親の世帯が施設に入所している場合でも、要件が満たされていれば対象となります。

No.9

Q. 対象世帯（子の世帯）の要件に「転入前に継続して1年以上市外に居住」とありますが、出産に伴い、世帯の一部が市内に居住していた場合、対象外ですか？

A. 出産による帰省をはじめ、介護、通学等の特別な事由により、対象世帯（子の世帯）の一部が親の世帯と同居していた場合には、対象となります。

No.10

Q. 親は市内に5年以上住んでいますが、結婚相手は日高市民です。対象となりますか？

A. 対象となりません。対象世帯（子の世帯）の世帯員全員が、転入前に継続して1年以上市外に居住していた場合、対象となります。

No.11

Q. 独身ですが、親と同居するため、市内で新築予定。対象となりますか？

A. 対象となりません。配偶者及び子どもと同居していることが必要です。

No.12

Q. 夫婦2人暮らしで、親の住む市内で住宅を購入予定。対象となりますか？

A. 対象となりません。子どもと同居していることが必要です。

No.13

Q. 現在、妻と子の3人で市内のアパートに居住しており、市内に住む親と新築住宅で同居予定。対象となりますか？

A. 対象となりません。住宅取得と同時に転入する場合に対象となります。

## 《住居に関すること》

No.14

Q. 共同住宅（マンション）、店舗兼住宅は対象ですか？

A. 共同住宅（マンション）は、購入した場合にのみ対象となります。また、店舗兼住宅は、総床面積の1/2以上が居住の用に供される場合のみ対象となります。

No.15

Q. 賃貸住宅や増築は対象となりますか？

A. いずれも対象外です。ただし、親の世帯の住宅を2世帯住宅に建て替える場合などは、対象となります。

No.16

Q. 新築住宅の名義は、親との共有名義でも構いませんか？

A. 要件を満たしていれば、親の世帯との共有名義でも差し支えありません。

No.17

Q. 補助対象となる住宅の名義を夫婦共有名義にしようと思いますが、申請することはできますか？

A. 夫婦共有名義でも対象となります。ただし、共有者のいずれか1人が補助対象者となります。

No.18

Q. 現在、妻と子の3人で市外のアパートに居住。市内に住む親の家をリフォームし、同居しようと考えていますが、対象となりますか？

A. リフォームの場合、対象となりません。

No.19

Q. この制度の施行前の平成28年8月に新築工事が完了し、入居開始は同年9月以降の予定ですが、対象となりますか？

A. 本要綱の施行日である平成28年9月1日以降に、契約等（工事請負契約又は売買契約、所有権保存登記又は所有権移転登記、住民登録）を行った場合に対象となります。設問のケースのように、本要綱の施行日以前に契約等が行われた場合には、対象となりません。

No.20

Q. 中古住宅の取得に際し、取得価格が基本補助額に満たない場合は、この取得価格が補助金額になるようですが、この場合でも、15歳未満の子どもと同居しているときは、20万円が加算されますか？

A. (中古住宅の取得価格)+(15歳未満の子ども同居の加算額)が補助金額となります。

例えば、中古住宅を25万円で購入し、かつ15歳未満の子どもと同居している場合、(当該住宅価格の25万円)+(15歳未満の子ども同居加算20万円)の計45万円 が補助金額となります。

## 「申請時期に関すること」

No.21

Q. 申請期間はいつからいつまでですか？

A. 本要綱の施行日である平成28年9月1日から申請を受け付けます。申請書の提出期限は、工事請負契約又は売買契約の契約締結日が属する年度内までですが、実績報告書の提出期限は、取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日までとなっているので、注意が必要です。なお、交付決定金額が当該年度の予算額に達した時点で、受付を終了する場合があります。

No.22

Q. 申請のタイミングはいつから可能ですか？

A. 本要綱の施行日である平成28年9月1日以降に、工事請負契約又は売買契約が完了していれば、いつでも申請可能です。ただし、取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記や、住民登録（転入）が完了する前に申請してください。

No.23

Q. 取得した住宅の売買契約が3月1日、所有権移転登記が3月20日、新居に入居するため、住民登録（転入）する日が4月1日だった場合、対象となりますか？

A. 実績報告書の提出期限が、取得した住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日までとなっているため、設問のケースでは対象となりません。

## ≪その他≫

No.24

Q. 補助金の交付を受けた場合、税金は掛かりますか？

A. 所得税法上「一時所得」として扱われ、所得税の課税対象となります。一時所得については、50万円の特別控除があり、50万円を超える場合には、その超える部分の1/2が課税対象となります。詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。※なお、住民税や国民健康保険税等についても、課税対象となります。

No.25

Q. 確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、住宅取得等の額から補助金の額を控除する必要がありますか？

A. 控除する必要があります。詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。

No.26

Q. 補助金の返還を求められることはありますか？

A. 補助金交付後5年を経過する前の転居や転出（正当な理由がなく、同居や近居を解消）など、日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付要綱や法令の規定に違反した場合、補助金の返還を求めることがあります。

No.27

Q. 補助金を現金で受け取ることはできますか？

A. できません。補助対象者名義のご指定口座へ振込となります。